

## &lt;応対記録&gt;

所長	次長	統課 課長	建設住宅 課長	都市計画 課長	課 員	担 当

違反造成地に看板設置を行った際、[ ]が現地で作業を行っていました。

その際のやりとりを報告します。

## 1 日時

平成 15 年 2 月 26 日 (水) 14:50 頃

## 2 概要

## (1) 経緯

無許可造成地に行為停止等の命令を出したため、現地に看板設置を行うこととなり、その立会いを行った。

看板を設置する場所は、既許可地と公道を挟んで隣接している。

距離が近く、また、行為者は同一であるので、違反造成箇所に看板を設置することを行為者に伝えるため、[ ]と接触した。

開発行為の許可取得済み箇所では造成工事が行われており、現地の作業員に責任者の所在を尋ねたところ、[ ]が来ているとのことであったので、案内されて開発地の上部へ行くと、[ ]も現場で作業を行っていた。

## (2) 内容

([ ])

今日は、無許可で造成を行っていた箇所に行為中止等の命令が出たことに伴い、当該箇所に看板を設置するため来ました。これから、作業を行います。

([ ])

そうですか。

しかし、今回の措置はひどい（許可取得地に対して、工事の停止等の命令を出すことを前提とした弁明の機会の付与通知が出たことに対してだと思われる。）。

工事状況に問題があると考えてらっしゃるようなので、今、状況を確認できるようにしようと作業をしています（擁壁の背面部を掘り返していた。）。こここの擁壁も掘り返し、栗石を詰める作業をしているところです。地盤についてでも、ボーリング調査をしようとしています。

また、弁明書も作成しています。道路を作つて熱海市に寄付するという一番最初の段階から全て説明するつもりです。国土交通省にも相談しています。今回の措置への不服を伝える文書を作成します。

あと、今回の違反箇所の停止命令もちょっとひどくないですか。

土曜日には命令書が届きました。命令書が出るのがあまりにも早過ぎます。

どんな弁明をしても結局出すつもりだったんじゃないですか？準備をしていたとしか思えない。

この許可を取得している箇所については、弁明書を作成しているならそれを提出してください。

本日ここに来たのは、命令を出した違反造成地に公示のための看板を設置するのに立ち会うためです。

それでは、これから看板を設置しますので、御承知おきください。

(3) その他

■■■■■がH15.2.20（木）に土地対策室を訪れた際には、現地の工事は既に行っておらず、掃除をしているだけと言ったようだが、工事は行われている。

なお、当日に擁壁背面を掘り返していたのは、「工区分けをして先に完了したい」と先方が主張している区域の外であったが、「擁壁の背面を掘って栗石を入れている」という説明からは、擁壁背面の栗石、埋戻し・盛土の各層毎の転圧等の施工が適切に行われているとは考えにくい。

指摘事項を考慮し、一部の工事の写真を撮影しようとしている可能性も否定できないが、当方が気にしている全体的な盛土の状況については、特に改善のための措置をとっている様子がなかった（未着工部分の窪地に、伐採された幹・枝が放置されたままであり、除根された根も全く見当たらない）。